

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について  
藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年藤沢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同条第25号とし、同条中第15号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「, 自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「第35条」を「第36条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第45条を第46条とする。

第44条第4項中「第12条」を「第13条」に、「第14条から第41条まで及び第42条第1項」を「第15条から第42条まで及び第43条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第43条第5項中「第41条」を「第42条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条を第44条とする。

第42条第1項中「第9条, 第10条第3項, 第11条第2項及び第3項, 第12条第3項及び第4項, 第14条第2項及び第3項, 第15条第2項及び第3項,

第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条」に改め、同条第2項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項及び第2項並びに第45条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第41条中「第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条」を「第17条、第18条、第28条、第30条、第35条及び第39条」に改め、同条を第42条とする。

第40条を第41条とし、第34条から第39条までを1条ずつ繰り下げる。

第33条第3号中「車道」の次に「（自動車通行帯を除く。）」を加え、同条を第34条とする。

第32条を第33条とする。

第31条第4項中「第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条」を「第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条及び第29条」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とし、第18条から29条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条中「第35条」を「第36条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第13条とする。

第11条中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「多い市道」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い市道」の次に

「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い市道(自転車道を設ける市道を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける市道にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い市道又は自動車及び歩行者の交通量が多い市道(自転車道を設ける市道及び前項に規定する市道を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、道路構造令の一部が改正され、自転車通行帯の設置に関する基準が定められたことに伴い、規定の整備をする必要による。